

財団法人横浜市芸術文化振興財団の公益認定申請について

財団法人横浜市芸術文化振興財団（理事長 澄川喜一）は、公益法人制度改革関連3法（平成20年12月1日施行）に基づき、平成20年12月12日付けで、公益目的事業を行う財団法人としての認定（公益認定）申請を神奈川県知事に対して行いました。

1 公益法人制度改革の目的

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与する。

※「民による公益の増進を目指して」平成20年5月、公益認定等委員会事務局（内閣府）作成のパンフレットより

2 公益財団法人になることの意義

（1）公益財団法人への寄附者（個人・法人）は、税額控除等の優遇措置を受けることができる。

（2）公益財団法人としては、税の優遇措置を受けることができる。

（3）公益財団法人として公的に認められることにより、社会的信用が高まることが期待できる。

これらのことにより、横浜市芸術文化振興財団のますますの活性化が期待されます。

3 公益認定への手順等

（1）横浜市芸術文化振興財団の申請を受け、神奈川県知事は、第三者機関「神奈川県公益認定等審議会」に諮問します。

（2）諮問がされると、同審議会は審議を行い、その結果を神奈川県知事に答申します。

（3）神奈川県知事は、答申を受け、公益財団法人として横浜市芸術文化振興財団を認定します。

（4）横浜市芸術文化振興財団は、認定の日から2週間以内に登記し、登記の日をもって公益財団法人として位置付けられます。

（5）公益財団法人への移行に伴う指定管理者制度関係の市会への手続については、全市的事項でもありますので、市会及び関係局と調整を図っております。

4 市民活力推進局所管の他の財団法人の状況

財団法人横浜市体育協会、財団法人横浜市男女共同参画推進協会とも、現在のところ21年度以降の公益認定申請を検討しております。

【参考】

公益認定等に関する流れ

